

～浦安市避難対策の全体像～

地域防災計画

【感染症への対応方針】

- ・避難所等の過密状態防止
- ・避難所等の衛生管理、感染が疑われる方への適切な対応
- ・避難者：感染予防用品の持ち込み、基本的な感染予防策、健康状態の確認

自宅の安全が確保
知人、親戚宅の安全が確保

在宅避難の実施

風水害
(在宅避難が困難)

震災
(在宅避難が困難)

【待避所】一時的に避難する場所

- ①運営主体：市
- ②位置づけ：身を守るために一時的避難
- ③食料品等：避難者自らが持参
- ④ペット：専用待避所のみ同行避難可

【指定避難所】生活をする場所

- ①運営主体：避難所運営委員会
- ②位置づけ：生活を営む場所
- ③食料品等：市の備蓄により対応
- ④ペット：同行避難可

※基本的な避難対策のイメージ図。災害の規模や状況に応じて、市が開設の判断をします。